

第4章 施設類型別の方向性

4.1. 公共建築物

4.2. インフラ施設

第4章 施設類型別の方向性

第3章を踏まえ、施設類型別の取組の方向性を示します。本章の内容については、適宜見直しを行い柔軟に対応していきます。

公共建築物については、施設類型にかかわらず共通して取り組むべき内容が多いことから、それらを「公共建築物共通」として示しています。そのほか、特に施設類型や個別の施設等で取り組むべき内容がある場合は、「施設類型（関係する中分類）」として個別に示しています。これらには、建築物のない公共施設も含まれます。また、上水道建築物と下水道建築物については、本章ではインフラ施設（上水道施設、下水道施設）として記載しています。

4.1. 公共建築物

基本方針1 保有資産を効率的に維持管理します

取組方策① 効果的な維持管理を行う仕組みを構築します

■取組の方向性	施設類型 (関係する中分類)
<ul style="list-style-type: none"> ○建築基準法等で義務付けられた法定点検に加え、公共建築物全体における統一的な点検マニュアルを2017（平成29）年度に整備し、公共建築物の適切な状態把握に努め、点検結果を記録・蓄積していきます。 ○点検結果については、各施設の個別施設計画を検討するための基礎データとして活用し、各施設の劣化状況や施設の重要度等を踏まえた対策方法や優先順位の考え方を整理します。 ○点検結果等を踏まえ、利用者の安全性を確保するとともに、効果的な維持管理を行うため、長期的な視点を持ち、計画的な修繕等を実施していきます。 ○点検結果だけでなく、修繕の履歴や利用状況、コスト状況等の公共施設の情報を記録・蓄積することで、施設に関する情報を体系的に引き継いでいきます。 ○施設整備から維持管理に至るまでの業務の一括発注や、複数の施設の維持管理をまとめて委託する包括的民間委託など、効果的な維持管理手法を導入することで、コストを縮減していきます。 ○市民が利用する施設については、大規模な修繕の時期に合わせて、ユニバーサルデザインへの対応を進めていきます。 ○多くの公共建築物は災害時等の拠点となるため、必要に応じて、耐震性の確保等、平常時だけでなく災害時等を想定して安全性を確保していきます。 	公共建築物共通
<ul style="list-style-type: none"> ○学校や幼稚園については、日常はもとより災害時においても十分な安全性を確保するため、平常時から適切な維持管理等を実施していきます。 	学校、 幼稚園・保育所

取組方策② 長寿命化の取組を推進します

■取組の方向性	施設類型 (関係する中分類)
<p>○中長期的な視点で計画的に修繕等を実施することで、財政負担を軽減・平準化し、市民にとって安全で快適な施設を提供し続けます。</p> <p>○点検結果等を踏まえ、2020（平成32）年度までに必要に応じて長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、計画的な修繕等を実施していきます。</p>	公共建築物共通
<p>○児童・生徒や施設利用者の安全性を確保することを最優先し、老朽化の進む建築物の実態を踏まえ、躯体のコンクリートのひび割れや中性化抑止への対策、屋上や外壁の防水対策、設備機器の更新等の保全対策を講じていくため、2020（平成32）年度までに長寿命化計画を策定し、財政状況を踏まえつつ、計画的に修繕・更新等を実施していきます。</p>	学校、 幼稚園・保育所、 図書館、 博物館等、 文化施設、 スポーツ施設
<p>○「つくば市市営住宅長寿命化計画」に基づく定期的な点検や適切な時期の改善等、適切な維持管理を実施することで、居住性・安全性等の向上と長期的な活用を図ります。</p>	公営住宅
<p>○運動公園，地区公園，近隣公園については，「つくば市公園施設長寿命化計画」に基づき，老朽化に対する安全対策の強化，修繕及び更新費用を平準化させ，維持管理経費の縮減を図りながら適正に管理します。</p>	公園
<p>○クリーンセンター内の焼却施設については，「つくば市クリーンセンター長寿命化計画」に基づき，ストックマネジメントの考え方により計画的に修繕や設備更新等を行うことで，現有設備の長寿命化を図っていきます。</p>	供給処理施設



公園
(茎崎運動公園)



供給処理施設
(クリーンセンター)

基本方針2 保有資産を有効活用します

取組方策① 公共施設の利用向上を図ります

■取組の方向性	施設類型 (関係する中分類)
<p>○利用率が低い施設や利用者が減少している施設については、市民満足度調査や各施設における市民アンケート結果等により、市民ニーズを把握し、広報活動や周辺自治体との広域連携等の運営改善を図るとともに、必要に応じて機能の充実等を行うなど、利用を促進する取組を実施していきます。</p> <p>○大規模な修繕を行う際は、利用状況や市民ニーズ等を踏まえ、施設や設備の見直しを検討します。</p>	公共建築物共通
<p>○地域交流センター等については、利用状況を分析し講座や地域における市民の交流の場等の充実を図ることで、利用を促進する取組を実施していきます。</p>	集会施設
<p>○図書館からの情報を積極的に発信するとともに、返却窓口の増設、4交流センター（谷田部、筑波、小野川、荃崎）図書室と図書館情報システムによる連携、学校等との連携促進、自動車図書館のステーションの見直しや蔵書の充実を図るなど、運営等の改善により、利用者数の増加を図ります。</p>	図書館
<p>○「つくば市スポーツ推進計画」に基づき、スポーツ環境の整備・充実により、スポーツに関連する施設の利用向上を図ります。</p>	スポーツ施設
<p>○急速な少子高齢化の進行に対応しつつ、住宅セーフティネットの中核として、大規模な修繕や更新を行う際は、市民ニーズに合わせて設備等の充実を図り、安全で良質な住宅サービスを提供します。</p>	公営住宅



図書館
(中央図書館)



公営住宅
(駒形団地)

取組方策② 遊休資産の有効活用を図ります

■取組の方向性	施設類型 (関係する中分類)
<p>○低利用の公共建築物や余剰スペースについては、まず利用を向上させるために機能充実等の取組の実施や行政需要による活用方法を検討し有効活用を図るとともに、公共建築物の統廃合や賃貸、売却等についても検討します。</p> <p>○老朽化等により閉鎖された施設や役割を終えた施設については、安全性を確保するため、必要に応じて除却事業に係る地方債の特例措置を活用し解体します。また、解体後は、民間事業者等への売却や賃貸等についても検討します。</p> <p>○旧庁舎は、これまで各地区の拠点として利用してきた場所であることから、地域住民の住民福祉の向上や利便性向上に資するよう、跡地の売却や賃貸も含め、活用方法を検討していきます。</p> <p>○普通財産の未利用の土地については、安全に配慮し適切な管理を行いつつ、積極的に売却または賃貸等を進めます。</p>	公共建築物共通
<p>○余裕教室については、学校としての安全性の確保を前提に、児童クラブ等との複合化により有効活用を図ります。</p>	学校, 幼児・児童施設



余裕教室を活用した幼児・児童施設
(荃崎第二児童クラブ)

取組方策③ 民間のノウハウや資金の活用，財源の創出を推進します

■取組の方向性	施設類型 (関係する中分類)
<ul style="list-style-type: none"> ○今後も引き続き，施設単独または包括的に指定管理者制度の導入が適当である施設については，積極的に制度を活用し，維持管理の効率化や利用者への提供サービスの向上を図ります。 ○PPP導入事業の研究・検討を進めるとともに，施設整備の際は，PPP/PFI手法の導入を優先的に検討します。 ○民間事業者からの公民連携の提案を受け付ける仕組みづくりを推進します。公民連携の取組を推進するため，保有資産に関する情報をオープンデータ化していきます。 ○ネーミングライツの導入を促進し，財源の確保を推進します。 ○受益者負担の適正化や公共施設を活用した広告スペースの販売等，新たな取組も推進していきます。 ○保有資産については，積極的に民間への売却や賃貸を進めることで，財源の確保を推進します。 ○利用目的を終了した資産については，原則として民間への売却や賃貸等を促進します。 	公共建築物共通
<ul style="list-style-type: none"> ○日常的な施設の維持管理について，複数校を一括的に民間事業者へ委託することで，効率化を図ります。 	学校
<ul style="list-style-type: none"> ○保育所については，民間保育所の整備による定員増員を図るとともに，待機児童数や保育ニーズに関する調査を継続的に行い，調査結果を踏まえて「つくば市子ども・子育て支援プラン」を適宜見直していきます。 	幼稚園・保育所
<ul style="list-style-type: none"> ○児童クラブについては，民間事業者による定員数を拡充していきます。 	幼児・児童施設
<ul style="list-style-type: none"> ○公園の植栽や清掃等の維持管理については，アダプト制度等による市民協働の取組を促進していきます。 	公園



スポーツ施設
(つくばウェルネスパーク)



公園
(梅園公園)

基本方針3 社会情勢の変化に対応し、資産の保有量を適正化します

取組方策① 施設保有量や配置を適正化します

■取組の方向性	施設類型 (関係する中分類)
<ul style="list-style-type: none"> ○役割を終えた保有資産については、用途変更や賃貸、売却も含めた検討等、今後の施設のあり方について、検討を進めていきます。 ○人口の増加により公共施設の需要が増加する地域において、必要なサービスや機能の充足を図る際は、積極的に既存施設の活用を図ります。 ○更新の際には、適切な施設規模への見直しを検討していきます。 ○開発等による人口の流入等の影響が少なくなった際には、公共施設の配置の考え方についても検討していきます。 	公共建築物共通
<ul style="list-style-type: none"> ○将来の人口動向や社会情勢、市民ニーズに応じて、今後の施設のあり方について、検討を進めていきます。 	集会施設、 文化施設、 産業系施設
<ul style="list-style-type: none"> ○「つくば市学校等適正配置計画（指針）」に基づき、各地区の児童数・生徒数の動向に応じて、学区調整や隣接校との統合、施設一体型小中一貫校の整備等を順次実施していきます。 ○廃校については、売却や賃貸も含め、効果的な利活用を検討していきます。 	学校
<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食センターについては、児童生徒増加に伴う調理能力不足、既存施設の老朽化、現行の衛生管理基準への対応などの課題を解消するため、引き続き、適正な施設規模による整備を推進していきます。 	その他教育施設
<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園については、「つくば市学校等適正配置計画（指針）」に基づき、各地区の園児数の動向や子育てニーズの変化に合わせ、園区の調整や隣接区との統合を進めていきます。 ○地域の保育環境を改善し、待機児童の解消及び多様化する市民ニーズに対応するため、対象児童の動向を踏まえつつ、保育所や認定こども園について、民間事業者による新規整備を推進します。 	幼稚園・保育所
<ul style="list-style-type: none"> ○児童クラブについては、必要に応じて小学校の余裕教室等の活用や、敷地内等への児童クラブ専有施設の建設、民営児童クラブの充実も含めて、適正配置を進めます。 	幼児・児童施設
<ul style="list-style-type: none"> ○「つくば市市営住宅長寿命化計画」に基づき、小規模団地を統廃合し、順次整備を実施していきます。 ○将来の利用者動向や社会情勢の変化に応じ、借上型公営住宅制度の活用も検討していきます。 	公営住宅
<ul style="list-style-type: none"> ○緑のまちづくりを推進するため、地域のバランスに配慮しつつ、つくばエクスプレス沿線開発や市中心部の再開発に合わせながら、整備していきます。 	公園
<ul style="list-style-type: none"> ○粗大ごみ処理施設及び有価物回収施設については、施設及び設備の老朽化対策、及びより効率的な資源化を推進するため、新たにリサイクルセンターを整備します。 	供給処理施設

取組方策② 施設整備における集約化・複合化等を促進します

■取組の方向性	施設類型 (関係する中分類)
<p>○公共建築物の修繕や更新等を実施する際には、当該施設の特長や周辺施設の状況を踏まえ、市民へのサービスが向上することを前提に、必要に応じて集約化や複合化等の施設整備を実施します。</p> <p>○地域交流センターや保健センター等、幅広い世代の市民を対象とする施設は、大規模な修繕や更新の際、複合的な施設の整備を検討します。</p>	<p>公共建築物共通</p>



複合的な施設
(大穂交流センター・大穂体育館)



複合的な施設
(谷田部保健センター・谷田部交流センター・
谷田部郷土資料館)

4.2. インフラ施設

基本方針1 保有資産を効率的に維持管理します

取組方策① 効果的な維持管理を行う仕組みを構築します

■取組の方向性	施設類型 (関係する中分類)
<ul style="list-style-type: none"> ○主要な道路については、舗装の劣化度等を評価する路面性状調査の結果に基づき、優先順位を検討し、舗装の打ち替え工事等を行っていきます。 ○その他の道路及び道路付属物については、定期的なパトロール等による点検を行い、適宜修繕等を実施していきます。 ○道路台帳管理システムでのデータの一元化により、効率的な維持管理を実施していきます。 ○点検方法については、積極的に新技術を採用することにより、効果的な維持管理に努めていきます。 	道路
<ul style="list-style-type: none"> ○道路法施行規則の点検実施要領に基づき、定期的（5年ごと）に点検・診断を実施し、財政状況を踏まえつつ、優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施や、予防保全の考え方に基づく対策等を実施していきます。 ○「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期的な点検に加え、良好な状態に保つため、日常的な維持管理として、パトロールや清掃などの実施を徹底します。 	橋りょう
<ul style="list-style-type: none"> ○市民に対して安定的な給水を確保するため、経営基盤の強化や健全な財政の維持に努めていきます。 ○中央配水場は基幹施設であるため、更新計画（個別施設計画）を策定し、確実に整備を実施していきます。そのほかの配水場については、順次計画の策定を検討していきます。 ○整備計画を順次策定し、老朽化した管路の布設替を実施していきます。 	上水道施設
<ul style="list-style-type: none"> ○定期的な点検・診断等を実施し、必要に応じてアセットマネジメントの手法により更新計画（個別施設計画）を策定することで老朽度判定等に必要な施設情報の管理・蓄積を促進します。 ○今後も、市民に対して安全・安心な生活を提供するため、経営戦略に基づき、長期的な維持管理を実施していきます。 	下水道施設



道路
(舗装の打ち替え工事)

取組方策② 長寿命化の取組を推進します

■取組の方向性	施設類型 (関係する中分類)
○研究学園地区の上水道管や電力・電話ケーブルを収容している共同溝については、定期的な点検を引き続き実施することで施設の状態把握に努め、安全性を確保し、必要に応じて長寿命化するための取組を計画的に実施していきます。	道路
○定期的な点検を継続し、施設の状態把握に努め、必要に応じて長寿命化等の修繕計画を適宜見直し、利用者の安全性を確保するための対策を実施していきます。 ○「橋梁長寿命化修繕計画」の対象橋りょうについては、予防保全型の維持管理を実施し、将来的な財政負担の軽減・平準化及び道路交通の安全性の確保を図ります。	橋りょう
○浄配水場や管路については、アセットマネジメントの考え方に基づき点検・診断等を実施し、老朽度判定等に必要な施設情報を管理・蓄積することで、順次更新計画を策定します。	上水道施設
○定期的な点検を継続し、施設の状態把握に努め、必要に応じて長寿命化等の修繕計画を適宜見直し、中長期的な視点で財政負担の軽減・平準化を図ります。	下水道施設



上水道施設
(葛城配水場)



下水道施設
(下横場中継ポンプ場)

基本方針2 保有資産を有効活用します

取組方策② 遊休資産の有効活用を図ります

■取組の方向性	施設類型 (関係する中分類)
<p>○都市の魅力向上やにぎわい創出を図るため、地域の人々や事業者と市が協働し、ペDESTリアンデッキ等の特徴的な公共空間を最大限に活用していきます。</p> <p>○道路の残地等については、積極的に売却等を進めます。</p>	道路



道路
(ペDESTリアンデッキ)

取組方策③ 民間のノウハウや資金の活用、財源の創出を推進します

■取組の方向性	施設類型 (関係する中分類)
<p>○道路の植栽や清掃等の維持管理については、アダプト制度等による市民協働の取組を促進していきます。</p>	道路
<p>○将来にわたり市民へ安全で安心な上水道の安定供給を持続していくため、料金体系の適正化を含め事業の経営健全化を図った上で、中長期的な水道事業経営の方針である「水道事業ビジョン」を策定します。</p>	上水道施設

基本方針3 社会情勢の変化に対応し、資産の保有量を適正化します

取組方策① 施設保有量や配置を適正化します

■取組の方向性	施設類型 (関係する中分類)
○災害に強い安全・安心な道路ネットワークを提供するため、交通事情を検証しつつ、幹線道路の整備や狭あい道路の拡幅工事を実施していきます。	道路
○上水道の未整備地区の解消を目指すため、着実に整備を進めていきます。	上水道施設
○「生活排水ベストプラン（茨城県）」を上位計画としつつ、「つくば市公共下水道全体計画」に基づき、安全・安心な市民生活を確実に守るため、中継ポンプ場や管路の整備を実施していきます。	下水道施設

【公共施設マネジメントに関する国の動向等】

関係機関	関連計画等	動向等
国土交通省, 文部科学省, 厚生労働省	インフラ 長寿命化計画 (行動計画)	<p>○全国的なインフラ施設の老朽化対策の必要性の課題から、国土交通省主導の下、定期的な点検の実施や、総合的かつ計画的な維持管理など、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、各地方公共団体における取組の実施を促進しています。</p> <p>○文部科学省では、学校施設（幼稚園、小学校、中学校）や社会教育施設（公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、体育施設、文化会館等）について、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、各地方公共団体において、2020（平成32）年度までに個別施設計画を策定するよう要請しています。</p> <p>○厚生労働省では、水道施設について、アセットマネジメント（資産管理）の考え方を通じた老朽化施設に対する適切な更新等の取組を推進するため、具体的な対応方針を示す個別施設計画を策定するよう各地方公共団体に要請しています。</p>
文部科学省	学校施設の 長寿命化計画 策定に係る 手引	<p>○全国的な学校施設の老朽化の状況や各地方公共団体の厳しい財政状況等を踏まえて、よりよい教育環境の確保や、効果的な老朽施設の再生によるトータルコストの縮減・予算の平準化等を目的に「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」を示しています。</p> <p>○また、常に健全な状態を維持できるように、法令等に基づいて定期的に点検を行い、必要な修理・修繕等を速やかに実施することを目的に、「子供たちの安全を守るためにー学校設置者のための維持管理手引ー」を作成しています。</p>
	小中一貫教育 の推進	○義務教育9年間を見通した計画的・継続的な学力・学習意欲の向上や、小学校から中学校へ進学する際の教育環境の連続性の観点から、地域の実情に応じた小中一貫教育を推進しています。
厚生労働省	放課後児童 クラブ運営 指針	○平成27年度より開始された「子ども子育て新制度」に伴い、放課後児童クラブの対象児童が、「小学校3年生以下の児童」から「小学校6年生までの全児童」に拡大されました。
国土交通省	下水道施設の ストック マネジメント	○長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、施設の点検・調査、修繕・改築等の実施によって、施設全体を最適化するストックマネジメントの取組を推進しています。
内閣府	PPP/PFIの 推進	○厳しい財政状況、人口減少の中で、公共施設を効率的に整備・運営し、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくため、公共施設の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP/PFI手法を優先して検討する仕組みの導入を促進しています。

第5章 フォローアップの実施方針

- 5.1. 推進体制
- 5.2. 市民等との情報共有
- 5.3. 財源の確保
- 5.4. 新地方公会計制度との連携
- 5.5. 職員の人材育成
- 5.6. ロードマップ

第5章 フォローアップの実施方針

5.1. 推進体制

公共施設マネジメントを着実に推進するため、全庁的な視点で公共施設マネジメントの取組及び個別施設計画の評価や進捗管理を行う庁内組織を設置し、マネジメント担当部門が事務局となって各施設所管部門との調整や公共施設の適正化に向けた検討を進めていきます。

マネジメント担当部門においては、施設情報の一元管理を行うとともに、各施設所管部門から個別施設計画の検討状況や実施状況を確認し、施設類型別の取組状況について進捗管理を行います。

また、経営資源である「ヒト」、「モノ」、「カネ」をどう投入するか（割り振るか）について総合的に検討していくことが必要であるため、マネジメント担当部門では、それらの方針決定を担う関連部門と連携を図り、公共施設の適正化に向けた取組を進めていきます。

計画的な維持管理・更新や保有資産量の適正化に向けた取組をより効果的に進めるためには、社会情勢の変化に対応した本計画に示されていない取組の検討も重要になります。そのため、必要に応じて部門間の調整を行い、適宜計画を見直すことで、PDCA サイクルに沿った運用を行います。

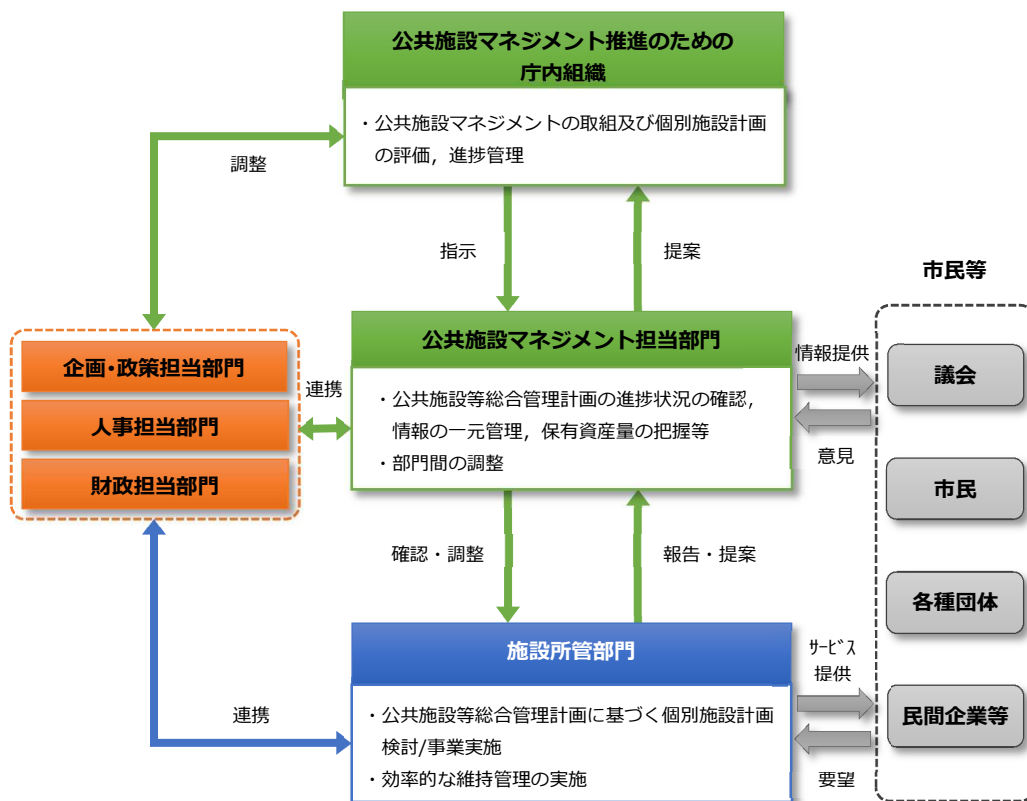


図 16 推進体制

5.2. 市民等との情報共有

公共施設マネジメントの推進に向けた取組は、まちづくりに関わるため、市民等と適切に情報共有を行いながら進めていきます。

また、より魅力的な施設やまちづくりのためには、行政内部での検討のみならず、民間事業者等から広く提案を受けることも効果的であることから、PPP/PFI 手法や民間提案制度の導入等を検討していきます。

5.3. 財源の確保

公共施設の維持・更新等には、多額の財源負担が必要となります。公共施設マネジメントの取組によりコストの縮減や平準化を図っていきますが、将来の計画的な修繕・更新等に備え、長期的な視点での財源確保も必要となります。

そのため、公共施設整備基金や学校教育施設整備基金等の基金や市債を有効に活用し、財源の確保に努めます。

5.4. 新地方公会計制度との連携

地方公共団体の財務情報の分かりやすい開示や、財政の効率化を図る上で資産・債務管理や予算編成、政策評価等に活用することを目的として、総務省から固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されました。

複式簿記による発生主義会計を導入することで、公共施設の将来更新必要額の推計や、事業別・施設別の分析や評価等、公共施設マネジメントへの活用につなげることが可能となります。

今後、公共施設マネジメントの取組を効率的に推進するため、個別施設計画の検討に当たって必要となる資産の基本情報を蓄積・管理するとともに、固定資産台帳等との連携を図っていきます。

5.5. 職員の人材育成

公共施設マネジメントを効率的に推進していくため、研修等を通じて、経営的な視点に基づく公共施設の運営や、公共施設の維持管理及び公民連携等に関する技術やノウハウの蓄積・継承に向けた取組の充実を図り、多様な知識を持った職員を育成していきます。

5.6. ロードマップ

取組方策を着実に推進していくため、計画期間内の主な取組について、ロードマップを示します。

表 4 ロードマップ

計画期間 主な取組	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021-2026 (H33-38)	2027-2036 (H39-48)	2037-2046 (H49-58)
点検マニュアル	作成	運用					
公共施設データベース	随時更新、蓄積、活用						
個別施設計画	運用（策定済みの場合）※適宜見直し						
	順次策定				運用		
PPP/PFI手法の優先的導入のための規程	運用						
公民連携の提案受付制度	情報収集、作成			運用			
公共施設の受益者負担の指針	情報収集、作成			運用			
適正配置の指針	情報収集、作成			運用			
集約化・複合化の指針	情報収集、作成			運用			

参考資料

用語集

公共施設等総合管理計画策定指針の概要（総務省）

「つくば市 公共施設に関する市民アンケート」結果の概要

参考資料

用語集

用語	説明
アセットマネジメント	資産（アセット）を管理する手法のことです。道路管理においては、橋りょう、トンネル、舗装等を道路資産と捉え、その損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行う管理手法です。
アダプト制度	行政が特定の公共財（道路、公園、河川など）について、市民や民間業者と定期的に美化活動等を行うよう契約する制度のことです。 なお、アダプトとは、英語で「養子縁組」という意味があり、アダプト制度は「里親制度」とも呼ばれています。
更新	建築物の解体・新築（建替え）、設備（電気、機械）を交換することです。老朽化などに伴い機能が低下した部材などについて、新しいものへ取り替えることです。
指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上とコストの縮減を図ることを目的に、市が指定する法人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度のことです。
集約化・複合化	公共施設が提供しているサービスについて、複数の異なる種類または同種のサービスを一つの建築物の中で提供することです。
ストックマネジメント	既存の公共施設（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のことです。多様化する需要に対して、これまでのように公共施設を解体して新築（改築）を繰り返さず、既存公共施設の計画的な保全により、必要に応じて長寿命化等の有効活用を行います。
修繕	破損や劣化している建築物や設備を、使用可能な状態に直すことです。日常的な維持管理における部分的な修理だけでなく、数十年に一度実施する屋根や外壁、設備機器などの大規模な工事や、機能を向上させるための改良工事等も含まれます。
耐用年数	公共施設の寿命としての年数のことです。耐用年数には考え方により、法定耐用年数、物理的耐用年数、機能的耐用年数、経済的耐用年数の4種類があります。耐用年数が長いほうから、物理的耐用年数＞経済的耐用年数＞法定耐用年数＞機能的耐用年数の順になります。総合的な判断により、標準的な耐用年数を設定しています。
長寿命化	予防保全の考え方にに基づき、公共施設を計画的に修繕することによって、施設の性能や機能を確保し、施設の寿命を延ばすことです。
ネーミングライツ	スタジアムやアリーナ等の公共施設に、スポンサー企業の社名やブランド名を名称として付与する権利のことで、「命名権」とも呼ばれています。
PPP (Public Private Partnership)	行政と多様な構成主体（市民、民間事業者など）との連携により、サービスの向上や事業の効率化・改善を図り、市民サービスを提供していくために、民間資本や民間のノウハウを活用する手法のことです。
PFI (Private Finance Initiative)	公共施設の建設から維持管理、運営等に、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に公共施設の整備を図る事業手法のことです。
扶助費	高齢者や障害者、児童などを援助するための社会保障制度の一環として支給される経費のことです。 生活保護法・児童福祉法・老人福祉法などの法令に基づくもののほか、乳幼児医療の公費負担など市の施策として行うものも含まれます。
普通建設事業費	道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用または公用施設の新増設等の建設事業や用地の取得に要する経費のことで、国からの補助金または負担金を受けて施行する「補助事業費」と市が国の補助を受けずに自主的に施行する「単独事業費」に分類されます。

用語	説明
予防保全	建築物の損傷が顕在化する前に予防的に対策を行う維持管理手法のことです。一般的に予防保全を行うことで、建築物の寿命が長くなることから、短期的にはコストが増えますが、長期的にはコストが軽減されます。
ユニバーサルデザイン	年齢や性別、身体能力、国籍などにかかわらず、多様な人々の要求を広く考慮し、誰もが安全、快適、安心して暮らせる環境や公共施設を計画・実行する考え方のことです。
ライフサイクルコスト (LCC)	公共施設が、計画・設計・施工から、その公共施設の維持管理、最終的な解体・廃棄までの一生に必要な費用の総額のことです。イニシャルコストとランニングコスト（維持・運営コスト）の全てが含まれます。

公共施設等総合管理計画策定指針の概要（総務省）

「公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付総財務第74号総務大臣通知）により、公共施設等総合管理計画の策定が要請され、総務省において「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が策定されました。

公共施設等総合管理計画策定指針の概要①

公共施設等総合管理計画の内容

1 所有施設等の現状

全ての公共施設等を対象に、以下の項目などについて、現状や課題を客観的に把握・分析。

- 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み

2 施設全体の管理に関する基本的な方針

- 計画期間
10年以上とすることが望ましい。
- 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
全ての公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましい。
- 現状分析を踏まえた基本方針
現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本方針を記載。
- バージョンアップ
計画の進捗状況等についての評価の実施について記載。評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましい。なお、今後は、管理を行うに際し基礎となる情報として、固定資産台帳等を利用していくことが望ましい。

3 地方財政措置

- 計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置（措置率 1/2）
- 計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設（地方財政法改正）
〔 特例期間 平成26年度以降当分の間、地方債の充当率 75%（資金手当）
地方債計画計上額 300億円（一般単独事業（一般）の内数） 〕

公共施設等総合管理計画策定指針の概要②

公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策の推進イメージ

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策の推進
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

出典 URL : <http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>

「つくば市 公共施設に関する市民アンケート」結果の概要

＜「つくば市 公共施設に関する市民アンケート」の概要＞

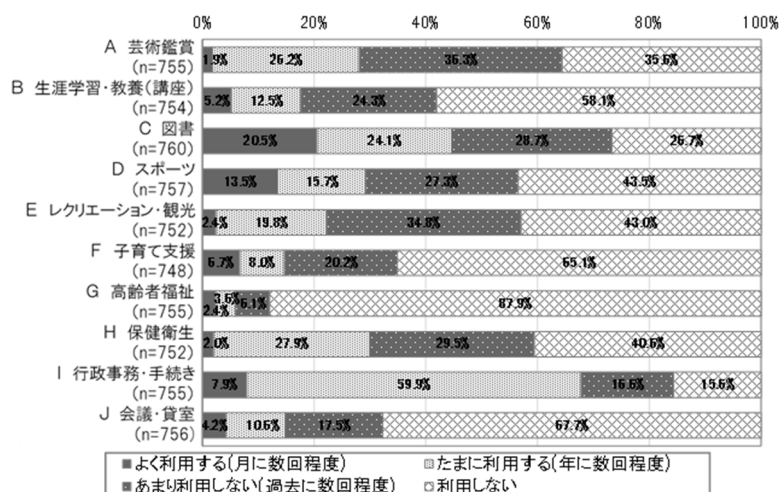
本計画を策定するに当たり、市が管理・保有する公共施設（主な市民利用施設を対象）で提供されているサービスについて、市民の皆さまの日常の利用状況を把握するとともに、今後のあり方や公共施設の取組についてのご意見をいただくために、市民アンケートを実施しました。

■調査の概要

調査対象	18歳以上の市民2,400人 (住民基本台帳から層化無作為抽出)
調査時期	平成28年6月14日(火) ～平成28年6月28日(火)
調査方法	郵送による調査票の配布及び回収
回答者総数	794票
回収率	33.1%

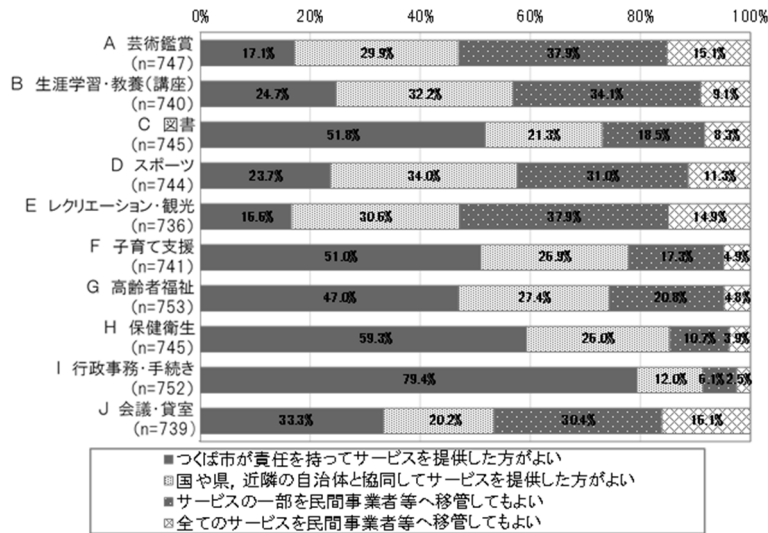
■利用状況について

- 「よく利用する（月に数回程度）」の割合が最も高いサービス分野は「C 図書」で、20.5%、「たまに利用する（年に数回程度）」の割合が最も高いサービス分野は「I 行政事務・手続き」で、59.9%となっています。
- 「あまり利用しない（過去に数回程度）」の割合が高いサービス分野は「A 芸術鑑賞」と「E レクリエーション・観光」で、それぞれ3割以上、「利用しない」の割合が最も高いサービス分野は「G 高齢者福祉」で、87.9%となっています。



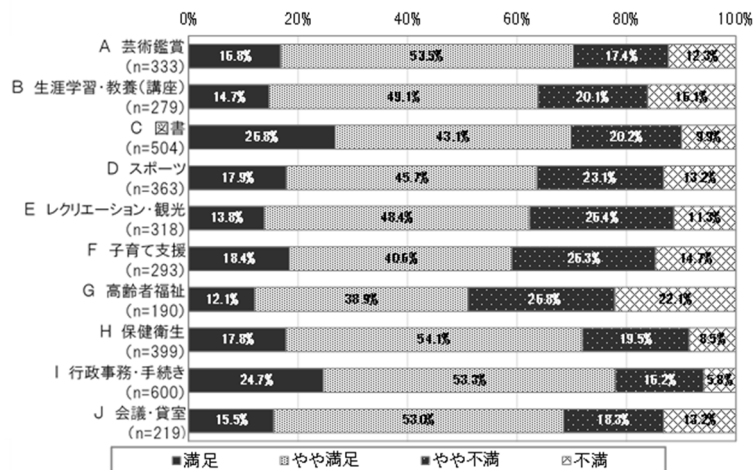
■公共施設の管理や運営における民間活力の導入について

- 「つくば市が責任を持ってサービスを提供した方がよい」の割合が最も高いサービス分野は「I 行政事務・手続き」で、79.4%となっています。
- 「国や県、近隣の自治体と協同してサービスを提供した方がよい」の割合が高いサービス分野は「D スポーツ」，「B 生涯学習・教養（講座）」，「E レクリエーション・観光」で、それぞれ3割以上となっています。
- 「サービスの一部を民間事業者等へ移管してもよい」と「全てのサービスを民間事業者等へ移管してもよい」を合わせた割合では、「A 芸術鑑賞」と「E レクリエーション・観光」でそれぞれ5割以上となっています。



■公共施設で提供されているサービスの満足度について

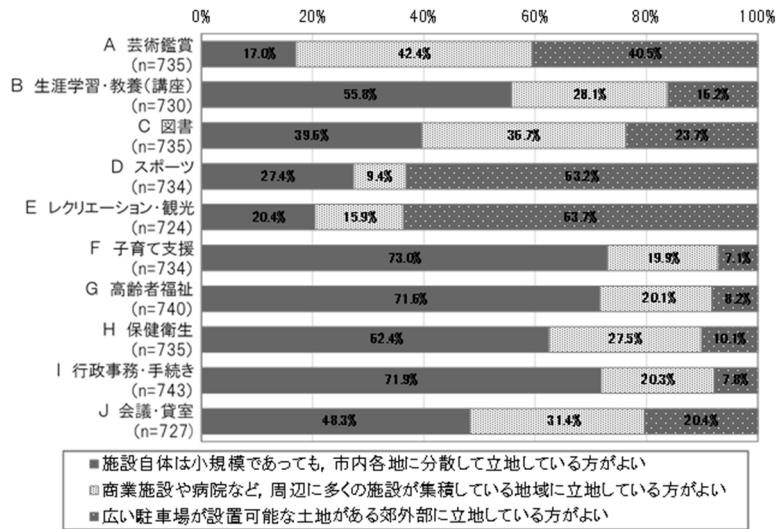
- 「満足」の割合が高いサービス分野は「C 図書」と「I 行政事務・手続き」で、それぞれ2割以上、「やや満足」の割合が高いサービス分野は「H 保健衛生」，「A 芸術鑑賞」，「I 行政事務・手続き」，「J 会議・貸室」で、それぞれ5割以上となっています。
- 「やや不満」の割合が高いサービス分野は「G 高齢者福祉」，「E レクリエーション・観光」，「F 子育て支援」で、それぞれ約3割，「不満」の割合が最も高いサービス分野は「G 高齢者福祉」で、22.1%となっています。



※本設問の選択肢には「わからない」が含まれています。ここでは「わからない」を除いたグラフを掲載しています。

■公共施設で提供されているサービスの提供場所について

- 「施設自体は小規模であっても、市内各地に分散して立地している方がよい」の割合が高いサービス分野は、「F 子育て支援」，「I 行政事務・手続き」，「G 高齢者福祉」で、それぞれ7割以上となっています。
- 「商業施設や病院など、周辺に多くの施設が集積している地域に立地している方がよい」の割合が最も高いサービス分野は「A 芸術鑑賞」で、42.4%となっています。
- 「広い駐車場が設置可能な土地がある郊外部に立地している方がよい」の割合が高いサービス分野は「E レクリエーション・観光」と「D スポーツ」で、それぞれ6割以上となっています。



参考資料

■公共施設に関する今後の取組について

- 「実施した方がよい」の割合が最も高い取組は「7）利用していない市の土地や建物を売却または賃貸して収入を得る」で、58.2%となっています。
- 「どちらかと言えば実施した方がよい」の割合が最も高い取組は「6）近隣の自治体と共同で施設を利用する」で、37.1%となっています。
- 「どちらかと言えば実施しない方がよい」の割合が最も高い取組は「8）交流センターやスポーツ施設等の貸室の維持管理費は、利用者が負担する」で、18.5%となっています。
- 「実施しない方がよい」の割合が高い取組は「8）交流センターやスポーツ施設等の貸室の維持管理費は、利用者が負担する」，「2）市で施設を保有せず，民間の建物内でサービスを提供する」，「5）今ある施設を，改修により長寿命化し，できるだけ長く使う」で、それぞれ1割以上となっています。
- 「実施した方がよい」と「どちらかと言えば実施した方がよい」を合わせた割合では、1）～8）全ての取組で5割以上となっています。

